

生活応援商品券 に関するお知らせです

生活応援商品券とは？

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により感染予防対策に対する負担が増加する中で、特に低所得世帯並びに子育て世帯についてはその負担が大きくなっていることから、住民税非課税世帯、児童手当受給世帯への生活支援を行うとともに、地域経済の下支えをするため、商品券を配布します。
 - ◎ 交付対象者
 - ① 令和3年度の住民税が課税されていない方
 - ② 令和3年1月分の児童手当の受給している世帯の世帯主
⇒ 2005年4月2日から2021年1月1日までに生まれたお子さま

※ いずれも令和3年1月1日時点で、住民票がある市町村から商品券が交付されます。
 - ◎ 交付額
1人につき 1万円分
 - ◎ 使用可能期間：令和3年8月頃～令和4年1月末までの間で各市町村の定める期間
 - ◎ 商品券使用可能店舗：市町村内の店舗を幅広く対象として公募
- ※本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」です。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

- ◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、令和3年1月1日以前に今お住まいの市町村に住民票を移すことができていない方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。
 - ① 手続きを行った方の分の商品券は、配偶者からの代理申請があっても交付しません。
 - ② 児童手当受給対象のお子さまがいる世帯の世帯主分の商品券は、手続きを行った方がお子さまを同伴している場合、世帯主（配偶者）ではなく、手続きを行った方に交付します。
 - ③ 住民票がある市町村と今お住まいの市町村が異なる場合は、今お住まいの市町村に商品券の交付の申請を行うこととなります。
 - ④ 令和3年1月1日以前に配偶者と生計を別にしてしている場合は、配偶者に扶養されていないものとみなし、配偶者が課税者であっても、手続きを行った方の課税状況に応じ、商品券を交付します。
令和3年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、令和3年1月1日における扶養関係を元に、商品券を交付するか判断します。

【手続きの対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
- ③ 令和3年1月2日以降に住民票が今お住まいの市町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続

- ◎ **申出期間中（令和3年5月24日から6月4日まで）**に、今お住まいの市町村の商品券担当窓口へ「**申出書**」を提出してください。
（「申出書」は、お住まいの市町村窓口のほか、婦人相談所や、県ホームページなどで入手できます。）
 - ※ **令和3年6月4日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。**
ただし、申出いただいた旨の連絡が、住民票がある市町村に届いた時点で、すでに商品券が配偶者等に対して交付されてしまっている場合、申出を行った方への交付はできませんのでご注意ください。

- ◎ 「申出書」には、次の書類の添付が必要です。
（チェックシートとして使用できます。）
 - 配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれかの書類）
（同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。）
 - 婦人相談所等が発行する証明
 - 保護命令決定書の謄本又は正本
 - ※ **令和3年1月2日以降に今お住まいの市町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市町村において確認がとれるため、上記の書類は必要ありません。**

 - **令和3年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていた方は、令和3年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる書類（以下のいずれかの書類）**
（保険証の写し等で確認できる場合は、不要です。）
 - 婦人相談所が発行する一時保護証明書等
 - 配偶者からの暴力を理由に避難している方の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書
 - ご自身名義の公共料金の納付証明書等

- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。

- ◎ 商品券の交付申請手続は、申出手続とは別に行う必要があります。

- ◎ 詳細につきましては、今お住まいの市町村にお問い合わせください。